

「公益社団法人 日本薬学会」における支部活動の基本原則

新制度による公益社団法人は、一般社団法人のうち、公益事業を主たる目的として公益性を認定された社団法人である。「公益社団法人」という名称を独占的に使用することができ、公益社団法人に対する寄附を行う個人及び法人への税制上の優遇措置が受けられる。認定されるためには、「経理的基礎を有すること(財務状況の健全さ、財産管理・運用に役員が適切に関与、公認会計士または税理士により適切な情報開示がされている)」「技術的能力を有すること」「特別の利益を与える行為を行わないこと(社会通念からみて合理性を欠く利益を法人関係者、営利事業を営む者などに与えてはいけない)」「収支相償であると見込まれること」「公益目的事業比率が50%以上であること」「遊休財産がないこと」などの要件を満たさなければならない。

日本薬学会は定款を変更し、平成23年2月に公益社団法人として法人登記した。従って、それを念頭に学会活動に取り組む。

支部の役割

それぞれの地区において、日本薬学会の目的「薬学に関する学術の進歩および普及をはかり、薬学関係者・会員の研究成果の発表および研修をする機会を提供し、もって学術文化の発展に寄与する」(新定款)を達成するために必要な事業を行うことが目的である。学術活動の他に、代議員、役員候補者、各種選考委員(候補者)などの選出という重要な役割がある。代議員の選出においては、全正会員(一般会員と学生会員)に公平に選挙権と被選挙権が与えられなければならない。また、支部の会員に周知し、多くの会員の意見が反映されるように努力する。

学術活動

学術集会などにおいて、薬学会の会員以外が参加する場合は、薬学会の宣伝・会員獲得の窓口としての役割を果たす。たとえ小さな集会であっても日本薬学会(支部)の主催である以上は他の事業と統括して判断(監査)されるので、「公益社団法人」としての自覚と責任を常に持つ。

顕彰活動

- 基本姿勢：公平性と透明性の確保。薬学会の顕彰活動との整合性。事業計画にも明記。
- 原則として日本薬学会会員を対象とし、顕彰の主体は大会、シンポジウム等の実行委員会ではなく支部とし、支部長名で表彰する。支部大会に特化した顕彰の場合でも、支部長名での表彰とし、大会長との連名も可とする。
- 顕彰事業があることをホームページなどで広く周知し、応募が増えるように努力する。
- 公募の段階で顕彰の目的や評価の基準・観点(分野、年齢・研究歴、業績、将来性など)を明確にしておく。
- 審査結果および審査委員名(後日、たとえば5年後)を公表する。審査委員名の公表は、審査に影響を与えないように配慮する。
- 副賞や楯などを贈呈する場合は、日本薬学会の各賞に比べて華美にならないように配慮する。
- 薬学会、部会等、他所での受賞者が全く同一の課題・研究内容で重複して授賞しないようにする。

他の学術団体等による事業への協賛

資金提供を伴う協賛を原則として行わない。必要な場合には、日本薬学会として実施する。どうしても資金提供を行いたい場合には、事前に理事会の承認を得る。

出版などの収益事業について

出版や有料講習会などは「収益事業」とみなされ、公益目的事業比率や収支相償などに影響する。従来から継続している定期刊行物も含め、日本薬学会の名前で実施する事業は、事前に出版社と薬学会(会頭名)で契約を結ぶことになる。従って、年間の事業計画とは別に、事前に理事会の承認を得る。

会計について

上記の理由により、従前のやり方を踏襲すれば良いものではなく、「以前の実行委員長に聞いて、その通りにやった・・・」などの言い訳は通用しない。

支部交付金は、当該年度支部活動の実施が目的であり、各支部が貯め込む権利を有したお金ではない。

- 事前に収支予測をしっかりと行い、前回の決算と対比して事業ごとに根拠のある予算を立てる。会費(参加費)と懇親会費は分けて金額を設定する。
- 高額な支出を行う場合には、相見積もりを行うなど、公正性を担保する。また、事業委託を行う場合などは、終了後に業者から報告書を提出させる。
- 利益分配と疑われるような行為はしない。事業終了後の物品の購入や遡っての謝金の支払いや役務の提供に対する日当の支払などは絶対に行わない。黒字になったら支払う(赤字の場合には支払わない)などの支出は、「その事業にとって必須の出費ではない」ことになる。
- 懇親会は、参加者名を記録し、報告する。赤字の予算は立てず、決算も支出に大きく傾かないようにする。
- 謝金や交通費については、事前に金額等の根拠となるルールを実行委員会で決めておく。また、支払は速やかに実行し、事後配分とならないようにする。
- 講師謝金などは実行委員長の決裁となるが、実行委員が謝金を受け取る場合には、「お手盛り」とならないようにするため、薬学会理事会など第三者によるルールの事前審査を受ける、など慎重に行う。
- 企業や団体から寄付金収入を得る場合は、物品の納品や役務の提供のように対価性のある取引ではないため、寄付申込書等の寄付者の意思を直接確認できるものが必要である。
- 各学術集会の会計報告は理事会の承認を必要とする。
- 支部が多額の繰越金を保有していることは好ましいことではない。長期的視点から繰越金の取り扱いを協議し、実行に移す。